

中小企業事業主の皆さまへ

宮城県最低賃金総合相談支援センターのご案内

宮城労働局 労働基準部 賃金室
(022-299-8841)

平素より賃金室の業務に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、厚生労働省が行う「最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業」の一つとして、平成24年4月6日から宮城県最低賃金総合相談支援センター（以下「センター」という。）が、下記のとおり開設されています。
生産効率の向上、賃金制度の見直しなど経営課題や労務管理について、中小企業がワン・ストップ かつ **無料** で、**相談できる窓口** です。お気軽にご利用ください。

また、センターと同様の相談窓口として、平成24年6月1日から開設されていた大崎・栗原・登米最低賃金相談支援コーナー（宮城労働基準協会 古川支部内）は、平成25年3月31日で廃止となりましたが、代わって平成25年4月1日からは、同所にセンターの相談窓口を置くことになりましたので、引き続きご利用ください。

なお、職場内で最も低い労働者の賃金を時間給（または時間換算額）800円以上へ引き上げる計画をご検討されている事業主の方は、**別添のチラシ「業務改善助成金のご案内」**も是非ご一読ください。

センター 仙台相談窓口

相談日：毎週月曜日から金曜日（水曜、祝祭日除く） 9:00～17:00
所在地：仙台市青葉区本町1-9-5
五城ビル4階 宮城県社会保険労務士会内
電話：022(223)0573

センター 古川相談窓口

相談日：毎週水曜日（祝祭日除く） 9:00～17:00
所在地：大崎市古川駅南2-9-48 宮城労働基準協会古川支部内
電話：0229(23)2257

経営改善に取り組む中小企業事業主の
労働条件管理などの相談・支援にワン・ストップで対応する

無料相談

経営改善・労務管理のご相談に応じるほか、
ご要望により無料で専門家を派遣します。
まずは、当センターへご一報ください。
電話でのご相談もお受けします。
なお、相談内容の秘密は守られます。

の

ご案内

こんな時に！

- 生産効率を上げるため、労働時間を見直したい。
- 賃金制度を見直したい。
- 就業規則や社内規定を見直し、整備したい。
- 労働安全衛生管理体制をしっかりとりたい。
- 各種助成金を活用したい。
- その他、経営・労務について相談したい。

宮城県最低賃金総合相談支援センター

仙台相談窓口

場 所 仙台市青葉区本町1-9-5五城ビル4F
宮城県社会保険労務士会内
TEL 022-223-0573

相談日 毎週月曜日から金曜日(水曜、祝祭日除く)
相談時間 9時~17時まで

古川相談窓口

場 所 大崎市古川駅南2-9-48
宮城労働基準協会古川支部内
TEL 0229-23-2257

相談日 毎週水曜日(祝祭日除く)
相談時間 9時~17時まで

業務改善助成金のご案内

宮城労働局 労働基準部 賃金室

業務改善（労働能率増進のための設備・機器の導入等）により
計画的に賃金を引き上げる中小企業事業主に対して

業務改善助成金（最大100万円／年度）を支給！



※このパンフレットや申請書用紙は、厚生労働省のホームページ上から、“業務改善助成金”で検索すると、PDFやWORDの形で入手できます。

〔概要〕

業務改善助成金は、宮城県内に事業場を置く中小企業事業主が支給要件を充たすことにより、業務改善に要した経費の2分の1（上限100万円、下限5万円）が助成される制度です。

〔主な支給要件〕

- ① **賃金引上げを計画し、実施すること**
事業場内で最も低い賃金を4年以内に計画的に時間給800円以上に引上げ、かつ1年当たりで、時間給を40円以上引き上げる計画とし、実施する。
- ② **業務改善を計画し、実施すること**
労働能率の増進に資する設備・機器の導入、労働能率の増進に資する研修、賃金制度の整備、就業規則の作成・改正等の業務改善を計画し、実施する。

注意 これから賃金引上げと業務改善を行う事業主が対象となりますので、既に賃金引上げ又は業務改善を行っている事業主は申請できません。

【お問い合わせ・申請先】

宮城労働局 労働基準部 賃金室

〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎8階

電話 022-299-8841 FAX 022-295-3668

※ 賃金引上げ等のご相談については、宮城県最低賃金総合相談支援センター（電話022-223-0573 宮城県社会保険労務士会内）でも応じていますのでご利用ください。

裏面の「参考事例」もご覧ください。



☆☆☆ 業務改善助成金の参考事例 ☆☆☆

A社(電気機械器具製造業)

労働者数42名(うち800円未満の労働者数4名)

【賃金引上げ計画】

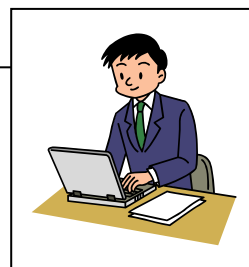
25年度	26年度	27年度
685円 → 725円	765円 → 805円	
+40円	+40円	+40円

【25年度の業務改善内容と助成金額】 会計システムの購入

業務改善に要した経費の額 3,885,000円

➡業務改善助成金の支給額 1,000,000円

※26年度及び27年度も別の業務改善を行えば、さらに業務改善助成金を受けることが可能。



B社(老人福祉・介護事業)

労働者数21名(うち800円未満の労働者数1名)

【賃金引上げ計画】

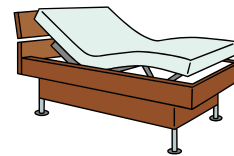
25年度	26年度	27年度
700円 → 740円	780円 → 800円	
+40円	+40円	+20円

【25年度の業務改善内容と助成金額】 介護用電動ベッドの購入

業務改善に要した経費の額 3,205,725円

➡業務改善助成金の支給額 1,000,000円

※26年度も別の業務改善を行えば、さらに業務改善助成金を受けることが可能。



引上げ額が40円未満なので27年度は助成金を受けられない。

C社(飲食業)

労働者数4名(うち800円未満の労働者数2名)

【賃金引上げ計画】

25年度	26年度
700円 → 750円	800円
+50円	+50円

【25年度の業務改善内容と助成金額】 製氷機、食器洗浄機の購入

業務改善に要した経費の額 1,288,000円

➡業務改善助成金の支給額 644,000円

※26年度も別の業務改善を行えば、さらに業務改善助成金を受けることが可能。

